

公益社団法人埼玉県農林公社 分収造林・分収育林について

森林の整備をお手伝いします～恵み豊かな森林を次代へ引き継ぐために！～

「伐採したいけれど、その後の造林保育ができない」や「今まで管理してきたが、これからは自分でできるか不安」など山づくりにお悩みの方、分収造林・分収育林制度を検討してみませんか。

たとえば

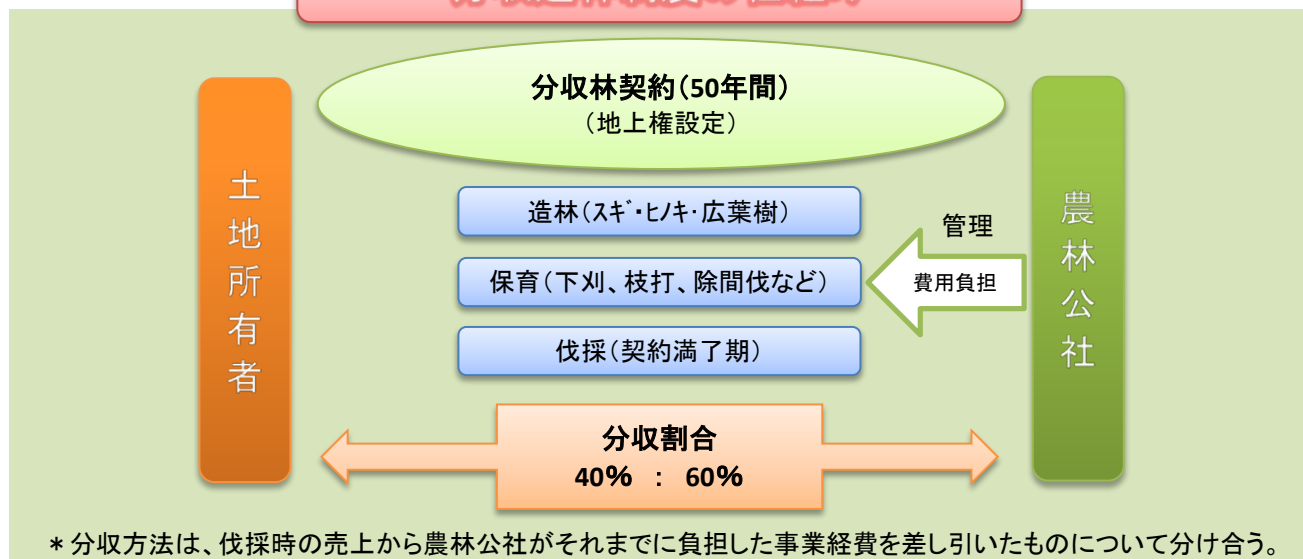
- 1 主伐時期にきた山があるが、その後のことを考えると伐採に踏み切れない。
- 2 造林や下刈りなどの経費がかかるので伐採したままの山がある。
- 3 山を相続したが手入れの方法がわからない。
- 4 経費や手間をかけずに山づくりをしたい。
- 5 手入れをしてきた山があるが、これからは手入れができるか不安。

このような悩みをお持ちで、思うように山づくりができない方、(公社)埼玉県農林公社にご相談ください。

分収造林とは、 伐採跡地に土地所有者に代わって、造林・保育・管理を行い、将来成長した立木を販売し、その収入を分け合うものです。

分収育林とは、 育成途中の森林を森林所有者に代わって、保育・管理し、将来成長した立木を販売し、その収入を分け合うものです。

分収造林制度の仕組み



○お気軽にご相談ください。

(公社)埼玉県農林公社 森林局 秩父市日野田町1-1-44
TEL 0494-25-0291 FAX 0494-22-5839